校長 紅林 兼一

- 1 いじめ問題への基本的な考え方
- (1)「いじめ」とは、当該生徒等との一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な 影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって当該行為の対象となった 生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)いじめは本校でも起こりうるという危機意識を常にもち、いじめの早期発見・早期対応を心掛け、組織的に、日常的ないじめの未然防止に取り組む。
- (3)「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢といじめを受けた生徒に寄り添い守り抜くという 認識に立ち、保護者、地域、関係諸機関と連携し、解決を図る。
- 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、その他の 関係する機関や関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、 学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を 有する。(いじめ防止対策推進法第8条より)

- 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (1) いじめ対策委員会
- ① 設置の目的
 - ア いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップのもと教職員が一致協力し、 学校におけるいじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」を設置する。
 - イ 万一いじめにより重大事態(生徒の生命や財産が脅かされる等)が発生した場合には、重大事態 の原因等の究明及び解決に向けて取り組む。
- ② 所掌事項
 - ア いじめの未然防止に向けた取組
 - イ いじめの早期発見に向けた取組
 - ウ いじめの早期対応に向けた取組
 - エ いじめの重大事態への対処
- ③ 会議

毎学期1回開催する。また、必要が生じた場合に随時開催する。

- ④ 委員構成
 - ア 委員長:校長
 - イ 副委員長:副校長
 - ウ 委員:生活指導主任、各学年主任(特別支援学級主任を含む。以下同じ)、各学年の生活指導部 担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他校長が 必要と認める教職員

- (2) 学校サポートチーム
- ① 設置の目的

ア いじめが重大化する中で学校だけでは対応しきれない事態に「いじめ対策委員会」をサポート する「学校サポートチーム」を設置する。

イ 校長は、いじめが重大事態と判断された際、緊急に招集する。

- ② 所掌事項
 - ア 学校では対応しきれないケースへの支援
 - イ 外部関係機関との連携
 - ウ 「緊急いじめ対策会議」を開催し、いじめの重大事態への対処を行う。
- ③ 会議

緊急性が高い場合に、校長が招集し開催する。

④ 委員構成

ア いじめ対策委員会の各委員 (委員長:校長)

イ PTA会長、学校運営協議委員、小松川警察署少年係長(スクールサポーターを含む)、 スクールソーシャルワーカー等、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組
 - ① 教職員を含めて、学校全体で「明るいあいさつ」を励行し、豊かな心を育成する。
 - ② 一人一人の生徒が、授業をはじめ全教育活動において、お互いの良さや違いを認め合い、一人 一人の個性を尊重できるような雰囲気を学校全体に醸成していく。
 - ③ 学級経営・学年経営を通して質の高い集団作りを目指し、コミュニケーション能力や社会性を身に付けさせ、豊かな人間関係を構築する。
 - ④ 学校行事(運動会、学芸発表会、合唱コンクール)、学年行事(校外学習、移動教室、修学旅行等)、部活動を充実させ、体験活動、自然体験、縦割り集団活動を通して集団としての達成感、満足感、感動体験を味わうことで豊かな人間性を養う。
 - ⑤ 基本的な言葉遣い(「です」「ます」)についてはもちろんのこと、相手を尊重した心ある言葉 遣いや表現力を身に付けさせ、人権感覚に鋭敏な豊かな言語環境を整える。
 - ⑥ 生徒会活動をさらに活性化し、自立的な活動を支援する。
 - ⑦ 特別活動で自己肯定感を向上させるように取り組み、思いやりの心を育み、自他尊重 の自己表現を大切にし、円滑なコミュニケーションができるようする。
 - ⑧ インターネット、スマートフォンの利用によるネット上のトラブルを防ぐために情報モラル教育を関係機関と連携しながら強化、徹底していく。
 - ⑤ 命の大切さなどの道徳教育や人権週間などを活用した人権教育の充実を図る。
 - ⑩ 読書科を充実させ、豊かな心を育む。

(2) 早期発見のための取組

- ① 生徒の生活委員会が実施する、「朝のあいさつ運動」に教職員も参加し生徒の実態を把握する。
- ② 朝の学活、帰りの学活、昼休み時間の各フロアの教員の巡回、授業・部活動中等の生徒の日常的な観察を行い、学年間や学級担任と教科担任の情報交換を密に行う。
- ③ スクールカウンセラーによる年度当初の1年生に対する全員面接を実施する。
- ④ 7月と12月の三者面談を実施する。
- ⑤ 各学期に1回ずつ学校生活に関するアンケートを実施する。
- ⑥ 保健室や相談室で相談体制を整備し、生徒の様々な変化を見逃さず、学級担任をはじめ学年 担当者との連携を強化し、生徒の実態把握に努める。
- ⑦ 生徒が日常的に描いている連絡帳などから生徒の状況を把握する。

(3) 早期対応のための取組

- ① いじめを発見したときには、いじめ対策委員会を招集し組織的に迅速な対応を図る。必要に応じて、学校サポートチームを設置する。
- ② 被害生徒の安全と心のケアを最優先に考え、加害生徒や目撃している生徒等から的確な情報収集を行い、対応方針を決定する。
- ③ 被害生徒が落ち着いた学校生活が過ごせるように学校全体で支援していく。
- ④ 被害生徒の保護者に対する相談や説明、心のケアなどの支援を行う。
- ⑤ いじめを目撃し、伝えてくれた生徒の安全を確保する。
- ⑥ 加害生徒の保護者と連携しながら、加害生徒に対して組織的・継続的な観察と指導を行う。
- ⑦ 加害生徒の保護者に対する家庭での指導や配慮等に対する助言や支援を行う。

(4) いじめ重大事態への対処

- ① 必要に応じて、サポートチームの結成など、関係機関や保護者・地域との連携・協力を行う。
- ② 被害生徒の保護・ケアとして、安全で、落ち着いて教育が受けられる環境を確保する。
- ③ 被害生徒中心の指導を徹底するなど、加害の生徒への働きかけを行う。場合によっては、警察への相談や通報を行う。
- ④ 加害生徒のいじめに至った原因背景の確認及び立ち直り支援を行う。
- ⑤ 江戸川区教育委員会や関係機関との連携
 - ・重大事態と認定される場合には、江戸川区教育委員会に速やかに報告を行う。
 - ・法第28条及び30条に基づく調査への協力

事実関係を明確にするための調査に対して、区教育委員会や区に対して協力する。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ・いじめ発見のためのアンケートの継続的な実施による課題の洗い出しを行う。
- ・学校関係者評価等による点検をする。
- ・保護者アンケートや学校関係者評価等において定期的に評価を行う。

調査の進め方については、原則、文部科学省 いじめの重大事態調査に関するガイドライン改訂版 に則る。

5 教職員研修計画

- (1) 年度当初に、校長より「いじめ防止基本方針」を教職員に周知する。
- (2) 毎週行っている「企画委員会」、「生活指導部会」の情報を全職員で共有する。
- (3) いじめアンケートで得られた情報は、職員会議や校内研修会で学年から全教職員に報告し、生徒状況を共有し把握する。
- (4)適宜、職員会議や校内研修会で、都教委、区教委からのいじめ防止に関する資料や情報を共有する。
- (5)都や区が行っている人権研修会やいじめに関する講演会など教員の積極的な参加を促す。
- 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策
- (1) 保護者に対して、本校の「いじめ防止基本方針」を周知する。
- (2) 都教委や区教委のいじめ防止に関する参考資料を学年だより等で紹介し提供していく。
- (3) PTA評議委員会で未然防止の取組や早期発見の取組を周知するとともに各担当より生徒の様子や学校生活に関して報告する。
- (4) いつでも気軽にスクールカウンセラーに相談できることをスクールカウンセラーだよりや保護者会で周知し、担任や担当者が具体的に保護者に紹介する。
- 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策
- (1) 学校運営協議会において「いじめ防止基本方針」を周知する。
- (2) 警察署、スクールサポーターとの情報交換を実施する。
- (3) 児童相談所等連携し、緊急時の連絡体制を整える。
- 8 学校評価及び基本方針改善のための計画
- (1) いじめ防止の取組が的確に評価され、充実・改善されるように学校評価の中に項目を設ける。
- (2) 学校評価の結果を分析するともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、基本方針の改善に活用する。